

令和7年度 市道市野々線（市野々橋）他橋梁修繕調査設計業務 特記仕様書

第1条 趣旨

本特記仕様書は、発注者が管理する橋梁における「橋梁修繕設計業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計業務等共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその業務を行うものとする。

第2条 関係資料の貸与

本業務の委託に際しては下記の資料を貸与するが、詳細は調査職員と協議によるものとする。

- ・令和2年度 道メンテ 第1-6-3号
四万十市道路橋定期点検診断業務（西土佐地域）その2 成果品（うち、該当橋梁部のみ）
- ・令和4年度 道メンテ 第1-101-1号
四万十市道路橋定期点検診断業務（西土佐地域） 成果品（うち、該当橋梁部のみ）
- ・令和5年度 道メンテ 第1-101-3号
四万十市道路橋定期点検診断業務（西土佐地域） 成果品（うち、該当橋梁部のみ）

第3条 業務目的

本業務は、発注者が管理する橋梁について、最新の定期点検結果に基づき、効率的かつ適切な橋梁修繕工事を実施するために必要な橋梁修繕設計を行うことを目的としている。

なお、橋梁修繕設計については、道路橋定期点検要領に基づき実施した令和2年度の橋梁定期点検の結果得られた、各橋梁の部材単位の健全性の診断結果により、『III：早期措置段階』及び『IV：緊急措置段階』と判断した部材の修繕設計を行うものとする〔別添、点検記録様式（国提出様式）を参照〕。

第4条 対象橋梁

本業務の対象橋梁は、発注者が管理する以下の橋梁である。

- ・市道市野々線 市野々橋 [橋面積 54.4 m²]
- ・市道江川崎吉野生線 平野橋 [橋面積 172.5 m²]
- ・市道西谷線 黒尊橋2 [橋面積 92.0 m²]

第5条 実施内容

1 設計計画

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・主旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

2 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点

検時の点検調書や健全性の診断結果を収集し、対象橋梁の損傷状況を確認するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷原因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果を取りまとめる。

① 現地踏査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握するとともに、工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

② 資料収集・整理

発注者が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調書等）のとりまとめを行う。

③ 損傷確認

②で貸与された資料より損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

④ 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

⑤ 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき現況図面（CAD）を作成する。

⑥ 試験結果とりまとめ

詳細調査や各種試験結果から、劣化程度及び損傷要因等を推定し取りまとめを行う。

⑦ データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷図を作成する。

3 補修設計

対象橋梁において、判定Ⅲ及び判定Ⅳの部材について補修設計を行う。以下に部材毎の補修設計内容を示すので、必要となる項目についてのみ実施を行うこと。

① 支承防錆設計

対象とする橋梁の鋼製支承の再塗装設計に適用する。

(1) 設計図作成

支承防錆工の補修詳細図等を作成する。

(2) 数量計算

(1) で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(3) 照査

設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(4) 報告書作成

支承防錆工の補修に係る報告書のとりまとめを行う。

② 鋼橋補修工設計

対象とする橋梁の主桁補修工や当て板工、コンクリート部のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計及び下部工の洗掘対策工に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

(1) 対策工法の検討

対象橋梁の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

(2) 数量計算

(1) で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(3) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(4) 数量計算

(3) で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(5) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(6) 報告書作成

鋼橋補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

③鋼橋塗装設計

対象とする橋梁の再塗装設計に適用する。

(1) 設計図作成

塗装数量の算定を行うための設計図を作成する。

(2) 数量計算

(1) で作成した設計図を基に設計数量を算出する。

(3) 照査

設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(4) 報告書作成

鋼橋塗装工に係る報告書のとりまとめを行う。

④コンクリート補修工設計（ひび割れ補修工、断面補修工、表面保護工、洗掘対策工）

対象とする橋梁のコンクリート上部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計及び下部工の洗掘対策工に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

(1) 対策工法の検討

対象橋梁の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

(2) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(3) 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(4) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(5) 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

4 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画を立案する。

5 概算工事費の算定

上記項目により検討された補修数量及び施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

6 関係機関との協議資料作成

上記項目により検討された補修工法及び設計図書に基づき、工事実施に係る関係機関（高知県：河川管理者、森林管理署）との協議用資料及び説明用資料等の作成を行う。

7 新技術等活用の検討

工法等の選定において、共通仕様書第1209条12項に定めるとおり、新技術情報提供システム（NETS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第6条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（1回）、成果品納入時の計3回を標準とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。ただし、中間打合せについては、協議により回数を変更できるものとする。

第7条 業務計画書の提出

本業務の履行にあたり業務計画書を提出することとする。

業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打合せ計画等を記載し、提出するものとする。

なお、業務計画書の内容が変更、追加になる場合は、その都度提出しなければならない。

第8条 報告書作成、提出成果品

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

なお、本業務の成果品は四万十市の電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編）を遵守し、電子成果品とするほか、次のものを納品するものとする。

- (1) 報告書（関係資料・打合せ記録簿等を含む）A4版簡易製本 1部
- (2) 電子成果品（CD-ROM等） 正1部
- (3) 設計図面（A3サイズ縮小版） 1部
- (4) 設計成果概要版 A4版簡易製本 1部
- (5) その他調査職員の指示するもの

第9条 部分引渡し

- 1 本業務において、発注者の申し出があった場合、完成した箇所の部分引渡しを隨時行うものとする。
- 2 部分引渡しが可能となった箇所の業務が完了したときは、5日以内に部分完成通知書を提出のこと。
- 3 部分完成通知書の提出があった場合は、その通知を受理後10日以内に部分完成検査を行う。
- 4 部分引渡しに伴う業務委託料の部分払については、業務委託契約書により行うものとする。

第10条 管理技術者

- 1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うにあたり必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (1)技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門又は総合技術監理部門のうち、選択科目を「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とするものに限る）。
 - (2)社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「鋼構造物及びコンクリート」又は「道路」とする。
 - (3)建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「鋼構造物及びコンクリート」又は「道路」とする。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

第11条 照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1108条第2項第6号に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。
- 3 詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図—設計計算書間、設計図—数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。
なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 4 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第12条 四万十川条例の適用

- 1 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「四万十川条例」という。）第32条に基づく「高知県四万十川流域環境配慮指針」の趣旨に添った事業を実施すること。

ただし、維持・修繕事業は同指針の対象から除外する。

2 現場事務所、資材置場、土取場、残土置場など任意の仮設に関する行為を、四万十川条例第11条に規定する重点地域内で実施する場合は、「重点地域における許可制度の手引き」の許可の基準（生態系と景観の保全）を満たすこと。また、その他の行為については、同手引きに沿った事業に努めること。

第13条 個人情報の保護について

1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第14条 ウイークリー・スタンスについて

1 本業務は、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の業務の環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウイークリー・スタンス対象業務である。なお、取組内容及び進め方はウイークリー・スタンス実施要領によるものとする。（令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウイークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第15条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ（1）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、

- （2）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- （3）完了時は完了後10日以内に、
- （4）訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （3）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第16条 業務完成図書の記録方法（電子納品）

1 本業務における完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

2 電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

第17条 電子納品で提出されたデジタル写真

1 電子納品により引渡しを受けた完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第18条 デジタル写真の小黒板情報電子化

デジタル写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に小黒板の記載情報の電子的記入及び、写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、写真の改ざん防止を図るものである。

本業務でデジタル写真の小黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、調査職員の承諾を得たうえでデジタル写真の小黒板情報電子化対象業務（以下、「対象業務」という。）とすることができます。対象業務では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は調査職員に対し、業務着手前に、本業務での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準による。

ただし、対象業務において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用

が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本業務のデジタル写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.1版(委託業務編)の表2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.1版(委託業務編)の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、業務完了時に調査職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて調査職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、調査職員が確認することがある。

第19条 成績評定の公表

1 「四万十市土木設計等委託業務成績評定要綱」で、成績評定を行なった場合は、「業務成績評定について(通知)」及び「項目別評定点」を公表することとする。

第20条 設計図書の変更

1 設計変更等については、土木設計業務委託契約書第16条から第24条並びに高知県土木設計業務等共通仕様書共通編第1121条から第1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和3年12月(四万十市))」を準用することとする。

第21条 業務履行中の情報共有システムの活用について(発注者指定型)

1 本業務は、調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の発注者指定型業務であり、契約後、受発注者間の協議により活用を決定することとする。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)四万十市」によること。

2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もししくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者は

サービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第22条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議すること。